

## 第7号議案 労働保険事務組合事務処理規約改正の件

労働保険事務組合事務処理規約の一部を次の通り改正する。

### 1. 改正理由

番号法による追加及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の条文番号変更に伴う改正。

### 2. 改正条項

条項	改正前	改正後
第2条第1項	委託組合員が事業主として処理すべき労働保険事務等の一切とする。	委託組合員が事業主として処理すべき労働保険事務等（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）における個人番号等の取扱いを含む。）の一切とする。
第12条第1項	法第26条	法第27条
第13条第1項	法第27条	法第28条
第16条第2項	法第27条	法第28条
第25条	(新設)	<p>第7章 番号法 (安全管理措置)</p> <p>第25条 本事務組合が、委託を受けて処理する労働保険事務等は、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びに「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会作成）等の規程による基本方針、特定個人情報に関する取扱い規程等を整備し、特定個人情報等の取扱い（取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等）について必要かつ適切な安全管理措置を講じるものとする。</p>
付則	東京労働局長	厚生労働大臣

### 3. 施行期日

平成28年1月4日

※平成27年度第5回理事会（平成28年1月20日開催）にて承認を受けて施行済です。